

(令和〇年〇月に受給者証の有効期間が満了する) 肝炎・肝がん治療医療費受給者 様

※このお知らせは前回申請の申請者あて郵送していますので、受給者へお渡しください。

大阪府健康医療部健康推進室長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた  
肝炎治療受給者証等の有効期間の延長について (通知)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 2 年 4 月 3 0 日付け厚生労働省事務連絡により、肝炎治療受給者証等の有効期間を延長するよう国の方針が示されたところです。

大阪府においても、厚生労働省通知を踏まえ、下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

記

### 1 有効期間が延長となる受給者証等

- (1) 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証
- (2) 肝炎インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療受給者証
- (3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証

上記 (1) (2) (3) のうち、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 2 8 日までの間に有効期間が満了する (した) 受給者証等の有効期間を「**1 年延長**」します。

※ただし、交付年月日が令和 2 年 5 月 1 日以降の受給者証等については延長の対象外

**【受給者証等有効期間の満了日】延長前：令和〇年〇月〇日 ⇒ 延長後：令和〇年〇月〇日**

### 2 受給者証等の取扱いについて

現在お持ちの受給者証等を引き続き使用することができます。※延長後の受給者証等の発行は行いません。

なお、世帯構成の変更等により世帯全員の市町村民税 (所得割) 課税年額が下がる場合は、申請により自己負担限度額の変更ができる可能性があります。その場合は今回の特例措置によらず、変更申請が必要となりますので、お住まいの地域の保健所等へお問い合わせください。

(郵送による申請を希望される場合は、保健所等へ事前に電話確認をお願いします。)

### 3 留意事項

- 既に更新の申請をされた方については、大阪府において通常どおりの更新手続きを行います。
- 本通知文については、現在お持ちの受給者証等とともに保管し、次回の診療等の際に医療機関、薬局の窓口にて提示いただきますようお願いします。
- 延長後の有効期間以降は、有効期間内に従来通りの更新申請の手続きが必要となります。(新型コロナウイルス感染症の状況により、再延長となる場合は別途お知らせします。)

### 4 問い合わせ先

大阪府 健康医療部 健康推進室 健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ

電話 06-6941-0351 内線 2592 ※府庁への郵送、来庁による受付は行っていません。